

平成28年1月より

公共債・公社債投資信託等の税制改正のお知らせ

平成28年1月1日(金)より個人のお客さまの公共債(国債・地方債等)および公社債投資信託※の税制が改正されます。

※当行では「野村MMF」「ダイワMMF」が該当します。

変更項目		現行 平成27年12月末まで	改正後 平成28年1月から
課税方式	公共債の利子 公社債投信の分配金	源泉分離課税 20.315%	申告分離課税 20.315% (所得税15.315% (復興所得税0.315%含む)、 住民税5%です)
	公共債の償還益	総合課税(雑所得) 累進税率	
	公共債・公社債投信の 売却益・譲渡益	非課税	
投資信託・株式等※との損益通算 および売却損(償還損含む)の繰越		不可	可能
公共債・公社債投信の特定口座 での管理		不可	可能

※投資信託は「公募株式投資信託」、株式は「上場株式」を指します。


主な改正点

1. 公共債・公社債投資信託の売却益が課税対象となります

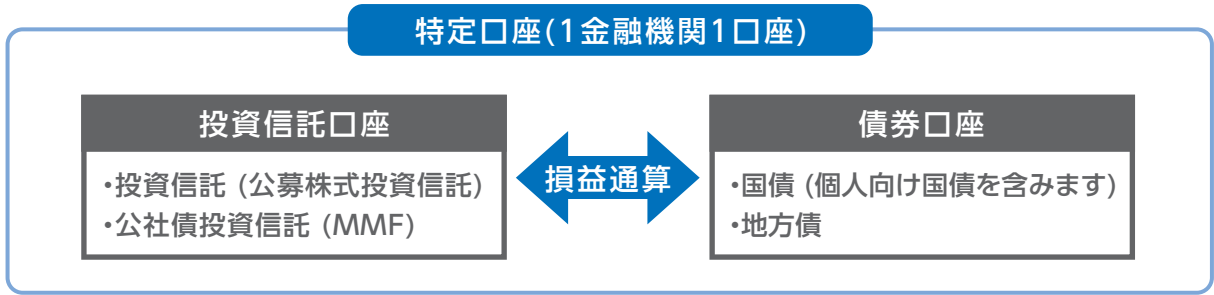


 **ポイント** ■平成27年中に売却した場合は、売却益が非課税となります。

2. 公共債・公社債投資信託と株式投資信託・株式等との損益通算ができるようになります

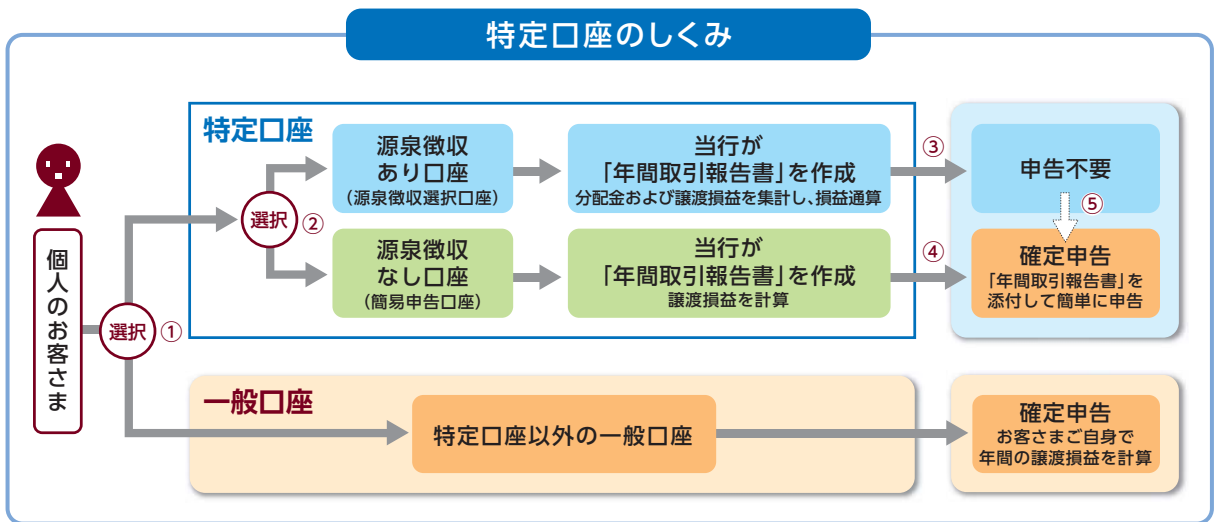
 **ポイント** ■確定申告を行うことで、売却損と償還損は翌年以降3年間、繰り越しが可能になります。(税務署で手続きが必要です。)

3. 公共債・公社債投資信託が**特定口座**で**管理**できるようになります



ポイント

- 公共債・公社債投資信託のうち取得日・取得価額が判明しているものは、「特定口座」での取り扱いが可能となります。
- 「特定口座」をご利用いただくと、当行がお客様に代わって譲渡損益等を計算し、「年間取引報告書」を作成しますので確定申告のお手続きが簡単になります。



- ① 「特定口座」と「一般口座」のどちらかをご選択。
 - ② 「源泉徴収あり」「源泉徴収なし」のどちらかをご選択。源泉徴収方法の有無は、各年の最初に行う売却時までにご選択(選択後は年内の変更は不可)。
 - ③ 「源泉徴収あり」の場合は、納税手続きも当行が行いますので確定申告が不要となります。
 - ④ 「源泉徴収なし」の場合は、原則として確定申告が必要となります。
 - ⑤ 「源泉徴収あり」の口座でも、一般口座や他の金融機関(銀行、証券会社)に開設した特定口座内で生じた損益との通算に基づく税額の還付請求を行う場合、損失の繰越控除の適用を受ける場合には、確定申告が必要です。
- ※ 特定口座を開設いただく前の売却等については売却損益や税額計算の対象外となり、「特定口座年間取引報告書」には記載されません。

特定口座ご利用にあたっての注意事項

- 特定口座の開設は1金融機関で1口座のみとなります。
- すでに投資信託のお取引を特定口座内でされているお客様のうち、公共債(国債・地方債)も特定口座での管理を希望されるお客様については、投資信託口座と債券口座のお取引店は同一であることが必要です。
- 投資信託口座と債券口座のお取引店が異なるお客様については、投資信託口座のお取引店におまとめいただく必要がございます。
- 公共債を当行の複数の店舗でお取引されているお客様については、いずれか一つのお取引店におまとめいただく必要がございます。
- 詳しくはお取引店までご相談願います。

具体的な税法上のお取扱いにつきましては、最寄りの税務署や税理士等の専門家にお問い合わせください。

本資料は、作成時期における法令その他の情報に基づき作成しております。